

医政総発0328第1号  
薬食安発0328第1号  
平成25年3月28日

各 都道府県  
保健所設置市  
特別区 医政主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課長  
(公印省略)

厚生労働省医薬食品局安全対策課長  
(公印省略)

#### 医療事故情報収集等事業第32回報告書の公表について

医療行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。医療事故情報収集等事業につきましては、平成16年10月から、医療機関から報告された医療事故情報等を収集、分析し提供することにより、広く医療機関が医療安全対策に有用な情報を共有するとともに、国民に対して情報を提供することを通じて、医療安全対策の一層の推進を図ることを目的として実施しており、今般、公益財団法人日本医療機能評価機構より、第32回報告書が公表されました。

本報告書における報告の現況等は、別添1のとおりです。また、別添2のとおり、再発・類似事例の発生状況が報告されています。

貴職におかれましては、同様の事例の再発防止及び発生の未然防止のため、本報告書の内容を御確認の上、別添の内容について留意されますとともに、貴管内医療機関に対して、周知方お願いいたします。

なお、本報告書につきましては、別途、公益財団法人日本医療機能評価機構から各都道府県知事、各保健所設置市長及び各特別区長宛に送付されており、同機構のホームページ(<http://www.med-safe.jp/>)にも掲載されていますことを申し添えます。

(留意事項) 本通知の内容については、貴管内医療機関の医療に係る安全管理のための委員会の関係者、医療安全管理者、医薬品及び医療機器の安全使用のための責任者等に対しても、周知されるよう御配慮願います。



## 医療事故情報収集等事業 第32回報告書のご案内

## 1. 報告の現況

(1) 医療事故情報収集・分析・提供事業（対象：平成24年10月～12月に報告された事例）

表1 報告件数及び報告医療機関数

		平成24年			合計
		10月	11月	12月	
報告義務	報告件数	216	225	266	707
対象医療機関	報告医療機関数	163			
参加登録申請医療機関	報告件数	46	18	24	88
申込医療機関	報告医療機関数	44			
報告義務対象医療機関数		273	273	273	-
参加登録申請医療機関数		640	642	653	-

第32回報告書39～42頁参照

表2 事故の概要

事故の概要	平成24年10月～12月	
	件数	%
薬剤	62	8.8
輸血	3	0.4
治療・処置	198	28.0
医療機器等	27	3.8
ドレーン、チューブ	46	6.5
検査	41	5.8
療養上の世話	258	36.5
その他	72	10.2
合計	707	100.0

第32回報告書48頁参照

(2) ヒヤリ・ハット事例収集・分析・提供事業（対象：平成24年10月～12月に発生した事例）

1) 参加医療機関数 1,092 (事例情報報告医療機関数 597 施設を含む)

2) 報告件数 (第32回報告書64～70頁参照)

①発生件数情報報告件数：174,244件 (報告医療機関数 483施設)

②事例情報報告件数：6,966件 (報告医療機関数 80施設)

## 2. 医療事故情報等分析作業の現況

従来「共有すべき医療事故情報」として取り上げた事例に、さらに分析を加え、「個別のテーマの検討状況」の項目で取り上げています。今回の個別のテーマは下記の通りです。

- |  |                      |
|--|----------------------|
| (1) MR I 検査に関連した医療事故                                 | 【第32回報告書 92～116頁参照】  |
| (2) 血液凝固阻止剤、抗血小板剤投与下（開始、継続、中止、再開等）での観血的医療行為に関連した医療事故 | 【第32回報告書 117～135頁参照】 |
| (3) 脊髄液ドレナージ回路を一時的に閉鎖（クランプ）したが、適切に開放されなかつた事例         | 【第32回報告書 136～147頁参照】 |
| (4) 院内において加工し使用した医療材料や医療機器に関連した医療事故                  | 【第32回報告書 148～154頁参照】 |

## 3. 再発・類似事例の発生状況 (第32回報告書 155～166頁参照)

これまで個別テーマや「共有すべき医療事故情報」、「医療安全情報」として取り上げた内容の中から再発・類似事例が発生したものを取りまとめています。今回取り上げた再発・類似事例は下記の通りです。

- |                  |                                     |
|------------------|-------------------------------------|
| (1) 「清拭タオルによる熱傷」 | (医療安全情報No. 46) 【第32回報告書 158～160頁参照】 |
| (2) 「併用禁忌の薬剤の投与」 | (医療安全情報No. 61) 【第32回報告書 161～166頁参照】 |

\*詳細につきましては、本事業のホームページ (<http://www.med-safe.jp/>) をご覧ください。



### 3 再発・類似事例の発生状況

本事業では、医療事故情報及びヒヤリ・ハット事例を収集し、個別のテーマに関する医療事故情報とヒヤリ・ハット事例を併せて総合的に検討・分析を行い、更に、個別のテーマの他に「共有すべき医療事故情報」や「医療安全情報」により、広く共有すべき医療事故情報等を取り上げ公表してきた。

ここでは、これまで個別のテーマや「共有すべき医療事故情報」「医療安全情報」として取り上げた再発・類似事例の発生状況について取りまとめた。

#### 【1】概況

これまでに提供した「医療安全情報」について、本報告書分析対象期間(平成24年10月～12月)に類似事例の内容は23であり事例数は41件であった。このうち、類似事例が複数報告されたものは、「小児の輸液の血管外漏出」、「PTPシートの誤飲」がそれぞれ4件、「MRI検査室への磁性体(金属製品など)の持ち込み」、「間違ったカテーテル・ドレーンへの接続」、「抜歯部位の取り違え」、「画像診断報告書の確認不足」がそれぞれ3件、「人工呼吸器の回路接続間違い」、「持参薬の不十分な確認」、「体位変換時の気管・気管切開チューブの偶発的な抜去」、「硬膜外腔に持続注入する薬剤の誤った接続」がそれぞれ2件であった。

また、「共有すべき医療事故情報」について本報告書分析対象期間に類似事例が報告された共有すべき医療事故情報の内容は21であり、事例数は68件であった。このうち、類似事例が複数報告されたものは、「体内にガーゼが残存した事例」が12件、「ベッドなど患者の療養生活で使用されている用具に関連した事例」が7件、「療養上の世話」において熱傷をきたした事例」が6件、「注射器に準備された薬剤の取り違えの事例(名前の記載なし)」、「アレルギーの既往がわかっている薬剤を投与した事例」がそれぞれ5件、「投与目的とは異なる場所へ輸液等を投与した事例」が4件、「左右を取り違えた事例」、「熱傷に関する事例(療養上の世話以外)」、「薬剤の注入経路を誤って投与した事例」、「ベッドからベッドへの患者移動に関連した事例」、「ベッドのサイドレールや手すりに関連した事例」がそれぞれ3件、「人工呼吸器の回路接続間違いの事例」、「病理検体に関連した事例」、「食物のアレルギーに関連した事例」、「薬剤の併用禁忌に関連した事例」がそれぞれ2件であった。

個別テーマについて本報告書分析対象期間に類似事例が報告されたテーマは、7テーマであり、事例数は16件であった。このうち類似事例が複数報告されたものは、「凝固機能の管理にワーファリン・カリウムを使用していた患者の梗塞及び出血の事例」が6件、「画像診断報告書の内容が伝達されなかつた事例」が4件、「術後患者の硬膜外腔に持続注入すべき薬剤を静脈に注入した事例」が2件であった。

「医療安全情報」、「共有すべき医療事故情報」及び「個別のテーマの検討状況」に取り上げた類似事例の報告件数を図表III-3-1に示す。

本報告書分析対象期間において発生した類似事例のうち、医療安全情報として取り上げた、「清拭用タオルによる熱傷」、「併用禁忌の薬剤の投与」について事例の詳細を紹介する。

III

3-[1]

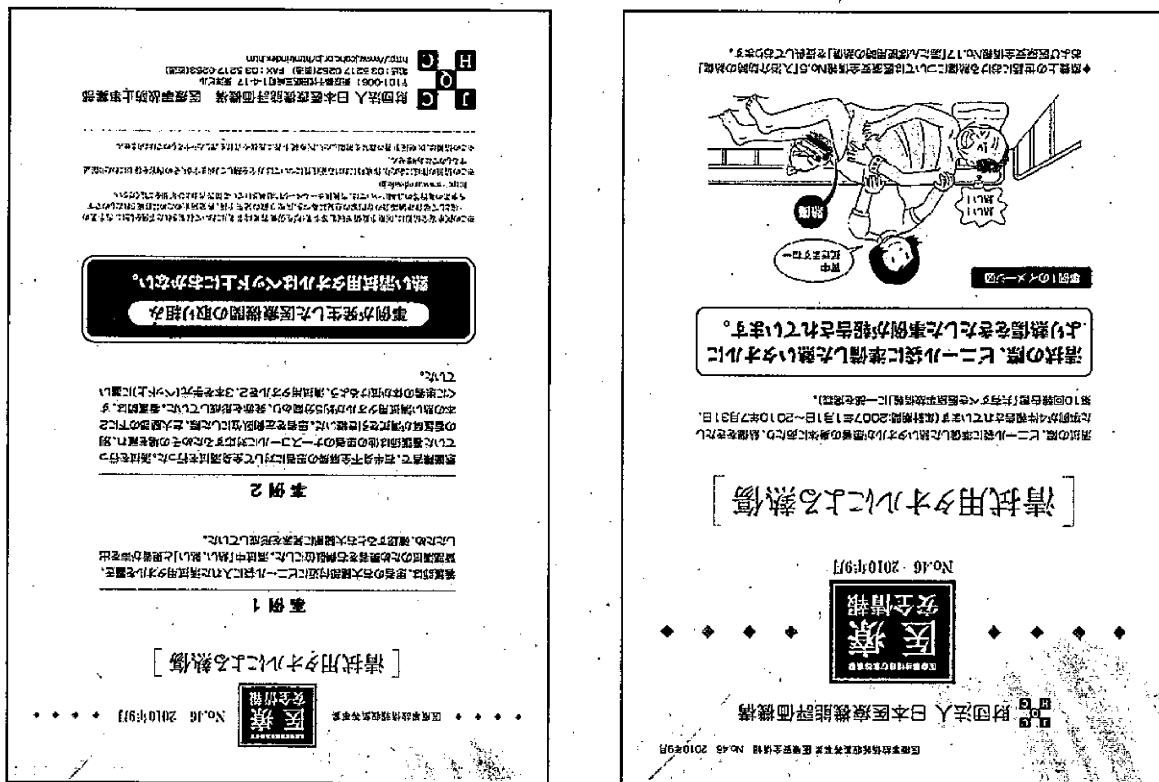
概  
況

件数	出典	題名
4	医療安全情報 No.7 (平成 19 年 6 月)	小児の輸液の血管外漏出
1	医療安全情報 No.8 (平成 19 年 7 月)	手術部位の左右の取引違戻
3	医療安全情報 No.10 (平成 19 年 9 月)	MRI 検査室への感染性体（金属製品など）の持ち込み
3	医療安全情報 No.14 (平成 20 年 1 月)	腎灌流ガス力子一元・FLA-22 の接続
1	医療安全情報 No.22 (平成 20 年 9 月)	化学療法の治療計画の違いによる差別化問題
2	医療安全情報 No.24 (平成 20 年 11 月)	人工呼吸器の回路接続問題
1	医療安全情報 No.27 (平成 21 年 2 月)	口腔器具による差別化問題
1	医療安全情報 No.29 (平成 21 年 4 月)	小児への薬剤 10 倍量問題
1	医療安全情報 No.30 (平成 21 年 5 月)	「L」型注射器での薬剤の取引違戻
1	医療安全情報 No.38 (平成 22 年 1 月)	清潔野戸化粧水注連線
2	医療安全情報 No.39 (平成 22 年 2 月)	持參率の不十分な確認
1	医療安全情報 No.46 (平成 22 年 9 月)	清拭用タオル化粧水と繊維
1	医療安全情報 No.47 (平成 22 年 10 月)	施設部位の取引違戻
1	医療安全情報 No.48 (平成 22 年 11 月)	臓器移植の未確認
2	医療安全情報 No.54 (平成 23 年 5 月)	体位変換時の算算・算管切開手口の間隔の取扱法
1	医療安全情報 No.56 (平成 23 年 7 月)	MR 1 検査時との高周波電源の「1」-「1」接続
4	医療安全情報 No.57 (平成 23 年 8 月)	PT 3-1 の記載
1	医療安全情報 No.61 (平成 23 年 9 月)	皮下用ホルムル及びカーブルの接写
1	医療安全情報 No.63 (平成 24 年 2 月)	画像診断装置の確認不足
2	医療安全情報 No.72 (平成 24 年 12 月)	医療外聴覚装具の接続方法
1	医療安全情報 (第 4 回報告書)	トバトバノ接写問題
6	「審美上の問題」(乙号)、「繊維化皮膚表皮の取引違戻」	「審美上の問題」(乙号)、「繊維化皮膚表皮の取引違戻」
1	医療安全情報 (第 5 回報告書)	「繊維化皮膚表皮の取引違戻」
3	医療安全情報 (第 6 回報告書)	外形の類似化皮膚剥離手口の取引違戻
1	医療安全情報 (第 9 回報告書)	外形の類似化皮膚剥離手口の取引違戻
3	医療安全情報 (第 8 回報告書)	「繊維化皮膚表皮の取引違戻」
1	医療安全情報 (第 10 回報告書)	注射器の接続方法による取引違戻
5	医療安全情報 (第 10 回報告書)	注射器の接続方法による取引違戻
4	医療安全情報 (第 10 回報告書)	投与目的の化粧水と輸液の接続方法による取引違戻
1	医療安全情報 (第 11 回報告書)	三方活栓の開塞弁接続ハスの使用による取引違戻
7	医療安全情報 (第 11 回報告書)	「心」字患者の療養生活で使用された「心」字用具による取引違戻

図表III-3-1 平成 24 年 10 月から 12 月に報告された再発・類似事例

内容	件数	出典
施設管理の事例	1	共有すべき医療事故情報（第11回報告書）
薬剤の注入経路を誤って投与した事例	3	共有すべき医療事故情報（第12回報告書）
患者が疑問を投げかけたが、修正されずに実施された事例	1	共有すべき医療事故情報（第12回報告書）
アレルギーの既往がわかっている薬剤を投与した事例	5	共有すべき医療事故情報（第12回報告書）
人工呼吸器の回路接続間違いの事例	2	共有すべき医療事故情報（第12回報告書）
ベッドからベッドへの患者移動に関連した事例	3	共有すべき医療事故情報（第13回報告書）
ベッドのサイドレールや手すりに関連した事例	3	共有すべき医療事故情報（第13回報告書）
体内にガーゼが残存した事例	12	共有すべき医療事故情報（第14回報告書）
病理検体に関連した事例	2	共有すべき医療事故情報（第15回報告書）
眼内レンズに関係した事例	1	共有すべき医療事故情報（第15回報告書）
食物アレルギーに関連した事例	2	共有すべき医療事故情報（第15回報告書）
薬剤の併用禁忌に関連した事例	2	共有すべき医療事故情報（第16回報告書）
凝固機能の管理にワーファリンカリウムを使用していた患者の梗塞及び出血の事例	6	個別のテーマの検討状況（第20回報告書）
散剤の薬剤量間違い	1	個別のテーマの検討状況（第24回報告書）
画像診断報告書の内容が伝達されなかつた事例	4	個別のテーマの検討状況（第26回報告書）
術後患者の硬膜外腔に持続注入すべき薬剤を静脈に注入した事例	2	個別のテーマの検討状況（第28回報告書）
東日本大震災による影響を一因とした事例	1	個別のテーマの検討状況（第30回報告書）
膀胱留置カテーテル挿入の際、尿流出を確認せずにバルーンを膨らませ尿道損傷を起こした事例	1	個別のテーマの検討状況（第31回報告書）
血液検査採取時、患者間において採血管を取り違えた事例	1	個別のテーマの検討状況（第31回報告書）

※共有すべき医療事故情報や、個別テーマの検討状況に計上された事例は、医療安全情報と重複している場合がある。



图表III-3-3 医疗安全报告 No. 46 「请使用本表报告医疗错误」

平成24年	報告件数				
	1月～3月	4月～6月	7月～9月	10月～12月	合計
平成24年	1	0	0	1	2
平成23年	2	0	0	1	3
平成22年	0	0	2	0	2
平成21年	1	0	0	0	1
平成20年	2	0	0	0	2
平成19年	0	1	0	0	1
平成18年	0	0	0	0	0
平成17年	0	0	0	0	0
平成16年	0	0	0	0	0

图表III-3-2 「请使用本表报告医疗错误」①報告件数

本報告書分析対象期間（平成24年10月～12月）に報告された医療事故1件を示す（図表III-3-2）。

医療安全情報No. 46（平成22年9月提供）では、「請用本表报告医疗错误」（医療安全情報No. 46（平成22年9月提供）では、「請用本表报告医疗错误」）と記載される。

医療安全情報No. 46（平成22年9月提供）では、「請用本表报告医疗错误」（医療安全情報No. 46（平成22年9月提供）では、「請用本表报告医疗错误」）と記載される。

### (1) 病状状況

## [2] 「請用本表报告医疗错误」（医療安全情報No. 46）ICD-10

## (2) 事例概要

平成24年に報告された医療事故2件の事例概要を以下に示す。

### 事例1

#### 【内容】

10時から、患者の清拭ケアを開始した。看護師Aが、陰部洗浄を行っている所へ、看護師Bが清拭用の蒸しタオル5枚をビニール袋に入れて持参し、ベッド上（患者の左側）に置いて清拭を開始しようとした。同時に、看護師BのPHSが鳴った。他の患者の検査出棟の連絡であったので、その対応のために退室。その際、タオルがベッド上にあることは看護師Aには伝えなかった。10時5分ころ、看護師Cが検温の為に訪室。看護師Aが1人でケアを行っていたので一緒に患者ケアを行った。患者を左側臥位にして臀部を洗い、10時7分ころ、仰臥位に戻した際、看護師Cの手に患者の左膝外側があたり、熱く感じた。患者の左大腿部の発赤を確認した。ベッドの上には、ビニールに入った蒸しタオルがあった。左側臥位にして約2分間蒸しタオルの上に患者の足を乗せたための熱傷となった。直ぐにクーリングを開始。主治医に報告。皮膚科医師の診察結果、2度の熱傷と診断されステロイド軟膏を塗布した。

#### 【背景・要因】

ベッド上に、清拭タオル（蒸しタオル）は置かないというルールが守られなかった。置いた看護師は直ぐに戻るつもりでいた。他の看護師にタオルがあることを伝えなかった。患者の掛け物は外されていたが、ベッド上に置かれたタオルに気づけないベッド環境と、注意力の不足。意識レベルJCS100～200の患者に対するリスクを考えた対応が不十分であった。

III

3-[2]

「清拭用タオルによる熱傷」（医療安全情報No.46）について

### 事例2

#### 【内容】

清拭車で加温した綿タオルをビニール袋へ入れて患者の元へ運び、患者の両下肢の間にタオルを置いた。患者を側臥位にして清拭を行っている際、タオルが患者の下腿部に接触している事に気づいていなかった。清拭を終了した時点で患者の下腿部に発赤、水疱が形成されている事を発見した。

#### 【背景・要因】

清拭タオルは容器に入れて患者の元へ運ぶ、患者のベッド上へは不用意にタオルを置かないというルールの不遵守と教育の不備であった。

## (3) 事例が発生した医療機関の改善策

事例が発生した医療機関の改善策として、以下が報告されている。

- 1) 清拭用タオルはベッド上に置かない。
  - ・ワゴンや床頭台を利用する。

## 2) 球鏡装置

## 3) 眼鏡手鏡の見直し

・「以上、以下」周囲の環境を整えて方々で実行。

- ・清拭方材の温湿度用紙にて等記載せる。患者の身体に当たる前に眼鏡着用者を確認する。
- ・必要物品は温湿度十分注意し、患者の身体に当たる前に眼鏡着用者を確認する。
- ・清拭方材の温湿度用紙にて等記載せる。患者の身体に当たる前に眼鏡着用者を確認する。

## 4) 事例の共有・教育

・清拭方材の温湿度用紙にて等記載せる。

- ・意識のない患者への対応、以下の患者は方材にて実行し、等を開始徹底する。
- ・事例を周知化。看護手鏡の配載(方式の温湿度計、容器、方材の使用、清拭車の加湿原理)
- ・清拭車内に加湿した直後の方材は温湿度計にて確認する。清拭車(7人A NS-910)は、  
容器内で詳細化した。
- ・清拭車内に加湿した直後の方材は温湿度計にて確認する。清拭車(7人A NS-910)は、  
容器内で詳細化した。

の表示は「保湿」であることを注意する。

- ・清拭車内に加湿した直後の方材は温湿度計にて確認する。清拭車(7人A NS-910)は、  
容器内で詳細化した。

## (4) まとめ

今後も医療機器の事例の発生をDSCで対応するため、その推進が注目される。

清拭車での具体的な温湿度計の改善案の点では、「清拭方材の温湿度用紙にて等記載する」が最も効果的である。

- ・医療機器の取扱い規程(7人A NS-910)、熱い清拭用方材(7人A NS-910)は、本報告書分析期間内に報告書(7人A NS-910)にて提出されたものである。
- ・医療機器の取扱い規程(7人A NS-910)、熱い清拭用方材(7人A NS-910)は、本報告書分析期間内に報告書(7人A NS-910)にて提出されたものである。
- ・医療機器の取扱い規程(7人A NS-910)、熱い清拭用方材(7人A NS-910)は、本報告書分析期間内に報告書(7人A NS-910)にて提出されたものである。

### 【3】「併用禁忌の薬剤の投与」(医療安全情報 No. 61)について

### (1) 発生状況

医療安全情報No. 61（平成23年12月提供）では、「併用禁忌の薬剤の投与」を取り上げた（医療安全情報掲載件数2件 集計期間：平成19年1月～平成23年10月）。これまでに報告された「併用禁忌の薬剤の投与」の事例件数とその推移を図表III-3-4に示す。本報告書分析対象期間（平成24年10月～12月）に報告された「併用禁忌の薬剤の投与」の医療事故は1件であった。

図表III-3-4 「併用禁忌の薬剤の投与」の報告件数

	1～3月 (件)	4～6月 (件)	7～9月 (件)	10～12月 (件)	合計 (件)
平成16年				0	0
平成17年	0	0	0	0	0
平成18年	0	0	0	0	0
平成19年	0	0	0	0	0
平成20年	0	0	0	1	1
平成21年	0	0	0	0	0
平成22年	0	0	0	0	0
平成23年	0	1	0	0	1
平成24年	0	1	0	1	2

図表III-3-5 医療安全情報No.61「併用禁忌の薬剤の投与」

医療機能評価機構 医療安全情報 No.61 2011年12月

公益財団法人 日本医療機能評価機構

No.61 2011年12月

## 併用禁忌の薬剤の投与

医療用医薬品の添付文書上、併用禁忌(併用しないこと)として記載のある薬剤を併用した事例が併用報告されています(累計期間2007年1月1日～2011年10月31日、第16回報告書「共有すべき医療事故情報」(P133)に一部を掲載)。

医療用医薬品の添付文書上、併用禁忌(併用しないこと)として記載のある薬剤を併用した事例が報告されています。

投与していた薬剤	併用した薬剤
薬剤名不明 (ハリルプロ酸ナトリウム)	メロペン点滴用バイアル (メロペネム水和物)
ハリシオン錠 (トリアゾラム)	イトリゾルカプセル (イトラコナゾール)
ロナセン錠 (プロナンセリン)	

【因襲・晉昇】

【內容】

患者体质弱而外感风寒者一剂以散3钱用微火煎服。患者体质偏阳而外寒  
湿邪、抗生素必要时用、忌寒饮、医肺病处方多与小柴胡同用。寒热虚实辨证间  
也有之。寒热为邪、津液为本、津液不足则寒热并生、宜以内服之。寒热虚实辨证间  
也有之。寒热为邪、津液为本、津液不足则寒热并生、宜以内服之。

【內容】

(2) 事例概要  
医療安全情報 No. 61 「併用禁忌の薬剤の投与」提供後、報告された医療事故2件の事例概要を以て

ての検査終了後、検査室の看護師が麻薬処方箋をまとめて薬剤部を持って行き、麻薬処方箋と引換に常備薬として補充する。

- ・気管支鏡のパスはあるが、システム移行もありパス運用を検討中である。パス内にはペチジンの禁忌薬チェックはない。
- ・パスとは別に気管支鏡のチェックリストを試用しているが、その中にも併用禁忌薬のチェックはない。

※セロトニン症候群は、「抗うつ薬（特にSSRIと呼ばれる選択的セロトニン再取り込み阻害薬）などのセロトニン系の薬物を服用中に出現する副作用で、精神症状（不安、混乱する、いらいらする、興奮する、動き回るなど）、錐体外路症状（手足が勝手に動く、震える、体が固くなるなど）、自律神経症状（汗をかく、発熱、下痢、脈が速くなるなど）が見られることがあります。セロトニン症候群は、服薬開始数時間以内に症状が表れることが多いです。服薬を中止すれば、通常は24時間以内に症状は消えますが、ごくまれに横紋筋融解症や腎不全などの重篤な結果に陥ることもありますから注意が必要です。」と患者向けの説明にある<sup>1)</sup>。

### (3) 事例が発生した医療機関の改善策について

事例が発生した医療機関の改善策として、以下が報告されている。

#### 1) システムによる併用禁忌薬のチェック機能の構築

- ・持参薬管理システム、処方チェックシステムを導入し、電子カルテ上に持参薬情報をデータとして電子カルテに反映し、医師が持参薬を含めた処方を行う。その際、処方チェックシステムに過去の処方データも同時に送り、相互作用を確認の上、その結果を電子カルテに表示するようなシステムによる併用禁忌薬のチェック機能を構築する予定である。
- ・処方は院内と院外のどちらかに統一する。院内薬剤師も他の処方薬を確認する。

#### 2) 使用する薬剤の検討

- ・ペチロルファンは使用禁止とし、他の併用禁忌薬が多くないオピオイドを確認して使用する予定である。

III

[併用禁忌の薬剤の投与] (医療安全情報No.61)について

### (4) 事例に関連した薬剤について

報告された2件の事例に関連した薬剤及び添付文書に記載されている内容を次に整理し、分析した。

#### ①オーラップ錠3mgとクラリス錠5.0小児用について(事例1)

事例1において患者に投与していたのはオーラップ錠3mgであり、併用したのはクラリスロマイシンのクラリス錠5.0小児用であった(図表III-3-6)。オーラップ錠3mgの添付文書にはクラリスロマイシンが禁忌であることが、クラリス錠5.0小児用の添付文書にはピモジド(オーラップ)が禁忌であることが、それぞれ明記されている。事例では、クラリス錠5.0小児用を処方した医師は薬剤の知識が不足しており、また薬剤師の鑑査の際に、院外処方薬のオーラップ錠3mgの情報がわからなかつたことから疑義照会の対象にもならなかつた、と報告されている。もし当該医療機関内で患者に投与されている薬剤の情報が共有できていれば、機械的に併用禁忌薬に警告を出す仕組みを導入し医師が処方時に気付くことができる仕組みを作ることができたり、または薬剤師の処方鑑査により併用禁忌薬をチェックする仕組みを作ることができたり、患者への投与を未然に防ぐ仕組みを作ることができた可能性がある。医療機関内において、院内処方と院外処方などで患者の薬剤情報が別々にならないよう、共有して管理できるシステムを構築することの重要性が示唆された。

三

②工刀乙-0D鑽孔手口乙刀乙注射液乙D乙乙(事例2)

圖表III-3-6 實例11範圍運化率

患者が持ち込む持参薬への対応へは限界があるが、クリニカルパスを活用し、ペチロルファン注射液などペチジンを用いる検査の場合、モノアミン酸化酵素阻害剤のうち当該医療機関で採用している医薬品を明確にし、クリニカルパスに禁忌薬チェックの項目の設置を検討するなどの取組みの検討をすることや鎮咳薬として、他の薬剤を選択することも必要であろう。

図表III-3-7 事例2に関連した薬剤

投与していた薬剤	併用した薬剤
<p>エフピーOD錠 (パーキンソン病治療剤) 有効成分：セレギリン塩酸塩</p>	<p>ペチロルファン注射液 (麻痺) 有効成分：ペチジン塩酸塩 レバロルファン酒石酸塩</p>

<エフピーOD錠 添付文書一部抜粋>							
<p><b>【警告】</b></p> <p>2. 本剤は用量の増加とともにMAO-Bの選択的阻害効果が低下し、<u>非選択性MAO阻害による危険性があり</u>、また更なる効果が認められないため、1日10mgを超える用量を投与しないこと。</p> <p><b>【禁忌（次の患者には投与しないこと）】</b></p> <p>2. <u>ペチジン塩酸塩、トラマドール塩酸塩を投与中の患者</u> [高度の興奮、精神錯乱等の発現が報告されている。]</p> <p>3. 非選択性モノアミン酸化酵素阻害剤（サフラジン塩酸塩）を投与中の患者 [高度の起立性低血圧の発現が報告されている。]</p> <p><b>【使用上の注意】</b></p> <p>3. 相互作用</p> <p>(1) 併用禁忌（併用しないこと）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>薬剤名等</th> <th>臨床症状・措置方法</th> <th>機序・危険因子</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ペチジン塩酸塩 オビスタン等 トラマドール塩酸塩 トラマール等</td> <td>高度の興奮、精神錯乱等の発現が報告されている。なお、本剤の投与を中止してからトラマドール塩酸塩の投与を開始するには少なくとも14日間の間隔を置くこと。 またトラマドール塩酸塩から本剤に切り換える場合には2~3日間の間隔を置くこと。</td> <td>機序は不明である。</td> </tr> </tbody> </table>		薬剤名等	臨床症状・措置方法	機序・危険因子	ペチジン塩酸塩 オビスタン等 トラマドール塩酸塩 トラマール等	高度の興奮、精神錯乱等の発現が報告されている。なお、本剤の投与を中止してからトラマドール塩酸塩の投与を開始するには少なくとも14日間の間隔を置くこと。 またトラマドール塩酸塩から本剤に切り換える場合には2~3日間の間隔を置くこと。	機序は不明である。
薬剤名等	臨床症状・措置方法	機序・危険因子					
ペチジン塩酸塩 オビスタン等 トラマドール塩酸塩 トラマール等	高度の興奮、精神錯乱等の発現が報告されている。なお、本剤の投与を中止してからトラマドール塩酸塩の投与を開始するには少なくとも14日間の間隔を置くこと。 またトラマドール塩酸塩から本剤に切り換える場合には2~3日間の間隔を置くこと。	機序は不明である。					

<ペチロルファン注射液 添付文書一部抜粋>							
<p><b>【警告】</b></p> <p>なし</p> <p><b>【禁忌（次の患者には投与しないこと）】</b></p> <p>(7) <u>モノアミン酸化酵素阻害剤を投与中の患者</u>（「相互作用」の項参照）</p> <p><b>【使用上の注意】</b></p> <p>3. 相互作用</p> <p>A 併用禁忌（併用しないこと）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>薬剤名等</th> <th>臨床症状・措置方法</th> <th>機序・危険因子</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モノアミン酸化酵素阻害剤</td> <td>興奮、錯乱、呼吸循環不全等を起こすことがある。モノアミン酸化酵素阻害剤の投与を受けた患者に本剤を投与する場合には、少なくとも2週間の間隔をおくことが望ましい。</td> <td>中枢神経系にセロトニンが蓄積することが考えられている。</td> </tr> </tbody> </table>		薬剤名等	臨床症状・措置方法	機序・危険因子	モノアミン酸化酵素阻害剤	興奮、錯乱、呼吸循環不全等を起こすことがある。モノアミン酸化酵素阻害剤の投与を受けた患者に本剤を投与する場合には、少なくとも2週間の間隔をおくことが望ましい。	中枢神経系にセロトニンが蓄積することが考えられている。
薬剤名等	臨床症状・措置方法	機序・危険因子					
モノアミン酸化酵素阻害剤	興奮、錯乱、呼吸循環不全等を起こすことがある。モノアミン酸化酵素阻害剤の投与を受けた患者に本剤を投与する場合には、少なくとも2週間の間隔をおくことが望ましい。	中枢神経系にセロトニンが蓄積することが考えられている。					

III

「併用禁忌の薬剤の投与」（医療安全情報No.61）について

3-[3]

## (5) 実証法

平成23年11月の医療安全情報No.61、「併用薬品の薬剤の投与」を提供した。事例が発生した際は、医療機関の取引相手から、「併用薬品の薬剤」と併用薬品内に注意喚起を行った。新しく「処方箋記載用医療用品の添付文書上、併用薬品とて記載の處方箋剤の投与の事例は該当する」と記載された。本報告書分析を行い、患者の薬剤情報を重複性について分析しての活用方法について指摘された。

今後も医療機関における薬剤の投与の事例を収集し、その推移を注目していく。

## (6) 参考文献

- 重複剤併用疾患別対応マニュアル　名古屋二之塚病院　厚生労働省　平成22年3月  
<http://www2info.pmda.go.jp/jyuitoku/file/fm1003003.pdf> (last accessed 2013-1-11)
- 才一弓矢刀鍼 1 mg・3 mg 添付文書　天下弓矢刀鍼業株式会社　2011年3月改訂
- 今弓矢刀鍼 50 小兒用添付文書　大正製薬業株式会社　2011年8月改訂 (第23版、使用上  
(第13版))
- 注意等の改訂) .
- 工刀矢O.D鍼2・5添付文書　武田薬品工業株式会社　2012年10月改訂 (第7版)
- 弓口刀矢Y注射液添付文書　武田薬品工業株式会社　2009年10月改訂 (第6版)